


開催・令和 3年7月28日

所管部課		福祉部高齢介護課		部長	川口 莊一		
件名		東大和市介護保険生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業実施 要綱の一部を改正する訓令について				区分	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>令和3年3月31日に介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、当該要綱で引用していた条項にずれが生じたことから、整合性を図るため一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 別表備考7において軽減の制限が定められている利用者負担段階第2段階の者の引用条項について「第22条の2の2第7項」を「第22条の2の2第9項」へ改める。</p> <p>(2) 施行日 令和3年8月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 改正後の法令に適合した制度運営を図ることができる。</p>							
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正事務を進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。